足寄町農業委員の募集について

平成２８年４月１日に「農業委員会等に関する法律」が改正されたことにより、農業委員の選出方法が、公職選挙法に基づく選挙制度から町長が議会の同意を得て任命する方法に変更されました。

農業委員の任命については、あらかじめ地域の農業者や農業団体等から推薦していただくと同時に、農業者にこだわらず広く一般に公募することとなり、その結果により町長が任命する仕組みとなっております。

また、任命にあたっては、過半が認定農業者であり、他に農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれなければならないことになっております。

なお、年齢構成の偏りおよび女性委員の登用についても配慮することになっております。

　つきましては、現農業委員の任期が令和７年３月３１日をもって満了となることから、令和７年４月１日付で足寄町農業委員会委員を選任することになりましたので、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項及び農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方の推薦及び応募を行います。

具体的な業務と募集方法につきましては、次のとおりです。

１　農業委員の業務

（１）農地法等の権限事務について審査及び決定を行います。具体的には、農業委員会総会、研修会等へ出席し、農地法等の権限に属された事項の審議を行います。

（２）農地等の利用の最適化の推進を実施します。（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）

（３）法人化その他の農業経営の合理化に関する事務を実施します。

（４）農業一般に関する調査及び情報の提供の事務を実施します。

（５）農地利用最適化推進委員の業務を兼務します。（担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動）

２　推薦及び応募について

（１）地区・全域からの推薦

　　　具体的には、農業者等３名以上が連名し、代表者が文書をもって推薦します。

（２）団体からの推薦

　　　具体的には、農業者等の組織する団体等の代表者が文書をもって推薦します。

（３）一般応募

３　推薦・応募の農業委員数

　　１２名

４　推薦・応募の資格

（１）足寄町に住所を有する者を基本に、町外に住所を有する者も妨げない。

（２）足寄町が設置する他の付属機関等の委員でない者

（３）足寄町の職員でない者

　※以下の方は推薦及び応募ができません。

・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

※固定資産評価審査委員会委員、公平委員会委員、教育委員会委員の兼職は法律で禁止されております。

５　応募書類

　該当する次の書類に住民票の抄本を添付し、必要事項を記載して、足寄町農業委員会事務局へ提出してください。

（１）足寄町農業委員候補者推薦届出書（地区・全域）

（２）足寄町農業委員候補者推薦届出書（団体）

（３）代表者証明書

（４）足寄町農業委員会委員候補者承諾書

（５）足寄町農業委員応募届出書

　書類の請求については農業委員会事務局にご連絡いただくか、もしくは、足寄町ホームページからダウンロードしてご利用ください。

６　応募書類の提出

　足寄町農業委員会事務局へ直接お持ちいただくか、郵送等により提出してください。

　郵送の場合の送付先

　　〒089-3797　足寄郡足寄町北１条４丁目４８番地１

　　　　　　　　足寄町農業委員会事務局

７　推薦・応募の期間

　令和７年１月６日（月）午前８時３５分から令和７年２月４日（火）

午後５時５分までに必着（郵送の場合は、消印有効）

注）令和７年２月４日（火）に推薦・応募の人数が定数に満たない場合は、期限を延長する場合があります。

８　選任方法

　推薦・応募の理由、年齢、性別、地域、人数等を考慮し、状況に応じて町長の求めにより足寄町農業委員候補者評価委員会において審査を行い、議会の同意を得て選任します。

９　農業委員の任期

　令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで

１０　お問い合わせ先

　〒089-3797　足寄郡足寄町北１条４丁目４８番地１

電話　　　　　0156-28-3871（内線２８２）足寄町農業委員会事務局

ファックス　　0156-25-5706

メールアドレス　　nougyoui@town.ashoro.hokkaido.jp